

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

河北町長 森 谷 俊 雄

市町村名 (市町村コード)	河北町 (06321)
地域名 (地域内農業集落名)	河北地区 (要害・高島・上沢畠・下沢畠・弥勒寺・押切・舞台・吉野・山王・杉の下・高関・荒町上・荒町中・荒町下・東町・新町・土慶小路(土ヶ小路)・大中・大町・松橋・上工・下工・北口・宇佐美小路・内樋・前小路・長表・道海・天満・中島・白山堂・塩之渕・下槻・両所・根際・畠中・造山・第1区・第2区・第3区・第4区・第5区・第6区・第7区・第8区・第9区・第10区・第11区・第12区・第13区・第14区・第15区・第16区・吉田・岩木・新吉田・荒小屋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、後継者や新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民等を交え地域全体で農地を利活用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化とともに、地域で取り組める新たな作物の栽培方法も検討していく必要がある。

#### 【地域の基礎的データ】

基幹的農業従事者の平均年齢:69.8歳

基幹的農業従事者:980人(うち65歳未満:209人)、団体経営体:19経営体(うち法人経営体:9経営体)

主な作物:水稻、大豆、野菜(枝豆、ねぎ、きゅうり、いちご、さといも、イタリア野菜、とうもろこし、アスパラガス)、果樹(とうとう、もも、りんご、西洋なし、すもも、ぶどう)、花き、畜産(肉用牛、乳用牛)

### (2) 地域における農業の将来の在り方

基幹作物である水稻については、農業協同組合等関係機関と連携しながら、「つや姫」「雪若丸」「はえぬき」の栽培を推進し、食味値の向上や安全・安心米の生産体制の強化等に努める。飼料用米等新規需要米の作付けを推進する。土地利用型作物については、作付団地化を誘導することで生産振興を図る。

畑作・園芸作物については、水田の有効活用による農業所得の向上につなげるため、水田転作地における枝豆等の産地戦略作物の栽培を奨励し、生産拡大と産地形成を図る。また、花き、イチゴ等の施設型農業を推進するほか、秘伝豆等の栽培の定着化を推進し、経営の安定と産地銘柄の確立を図る。

果樹については、さくらんぼ、りんご、西洋なし、ぶどう等の良品質安定生産のため、生産技術の確立、普及を推進し、産地銘柄の確立に努める。

異常気象に対応するために、温暖化に強い作物づくりに努める。

後継者不足や、農地の集約化を進めるために、新しい担い手の育成に努める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,085 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2,085 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

町農地台帳に記載のある農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手等を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大等に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、土地改良区等関係機関と調整し、農地中間管理事業を通じて進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者、農業をリタイア・経営転換する人、担い手等の農地分散を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理事業の利用を検討することとし、担い手等の経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、土地改良区等関係機関と調整する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

必要に応じて、基盤整備事業について検討していく。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

多様な経営体を募り、各経営体の意向を踏まえながら地域農業を支える担い手として育成していくため、町や農業協同組合等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて、作業の効率化が期待できる農作業について、委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ①連絡網の整備や新たな捕獲人材の募集、狩猟免許の取得への取り組み等、整備や対策について検討する。
- ②化学肥料の使用低減等、環境循環型の農業を推進し、環境に配慮した生産体制を目指す。
- ③スマート農業の導入を推進し、作業の効率化を図る。
- ⑤気候の変化に伴う新技術の導入を推進する。さくらんぼについては安定生産と軽労化対策を図る。果樹への支援を検討する。
- ⑦基本的に地主対応とし、地区ごとに荒らさないよう管理する。